

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノ菱和  
代表者 の 代表取締役社長 阿部 捷司  
役 職 氏 名  
(コード番号 1965 東証第2部)  
問い合わせ先 取締役管理本部長 飯田 亮輔  
電 話 番 号 03-5978-2541

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加、削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 株式に関する取扱いのほか、株主権行使に関する手続きを株式取扱規程に定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、現行定款第 9 条以降の条数を順次繰り上げるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 &lt;省略&gt;</u></p> <p>2. &lt;省略&gt;</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条 当会社の株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条 &lt;現行どおり&gt;</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) <u>第12条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) <u>第11条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。
<u>第13条</u> <省 略> ( <u>第47条</u> <省 略>	<u>第12条</u> <現行どおり> ( <u>第46条</u> <現行どおり>
(剩余金の配当) <u>第48条</u> 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当を支払う。	(剩余金の配当) <u>第47条</u> 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当を支払う。
(中間配当) <u>第49条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。	(中間配当) <u>第48条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。
<u>第50条</u> <省 略>	<u>第49条</u> <現行どおり>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以 上